

昭 国 協 第 号
令和 年 月 日

昭島市長 白 井 伸 介 殿

昭島市国民健康保険運営協議会
会 長 下 田 初 穂

18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減
の継続について（答申案）

本協議会は、令和3年7月13日付け昭保保指第98号で市長から諮問を受けた標記の件について、制度の概要や本市の状況、今後の見通しなど、様々な要因を検証し、検討を進めてきた。今般、本協議会の審議内容がまとまったので、下記のとおり答申する。

記

諮問第26号 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減
の継続について

平成24年度より実施されている、昭島市独自の子育て支援策である均等割軽減措置は、若い方や多子世帯をはじめ、対象となる子育て世帯に対する国民健康保険税負担軽減策として、これまで一定の効果をあげており、評価されるものである。

国においては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険制度において、全世帯の未就学児を対象とし、均等割額の5割を公費により軽減する制度を令和4年4月より施行することとなった。このことにより、子育て世帯に対する負担軽減策の対象が拡大されるなど、その充実が図られる一方、本市の独自軽減の負担分は減少する見込みがあることから、令和4年度及び5年度の2年間にあっては、引き続き独自軽減の継続実施を図られたい。

なお、この独自軽減については、今後国の動向を注視する中、公平で効

果的な支援策となるよう、制度の検証と実施方法の検討に努められたい。

また、昭島市は、こうした独自支援策を実施する一方で、国保財政健全化計画において、計画的な赤字解消に努めている保険者でもある。財政運営の健全化を進める上で、独自支援策については保険者の方針としてしっかりと位置付け、子育て支援策の一環としてその取組を推進されたい。

以上、答申する。